

東磐井郡藤沢町の一関市編入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

東磐井郡藤沢町の一関市編入に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県保健所設置条例の一部改正)

第1条 岩手県保健所設置条例(昭和23年岩手県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
第1条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県一関保健所</td><td>[略]</td><td>一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県一関保健所	[略]	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>	[略]			第1条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県一関保健所</td><td>[略]</td><td>一関市 西磐井郡</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県一関保健所	[略]	一関市 西磐井郡	[略]		
名 称	位 置	所管区域																							
[略]																									
岩手県一関保健所	[略]	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>																							
[略]																									
名 称	位 置	所管区域																							
[略]																									
岩手県一関保健所	[略]	一関市 西磐井郡																							
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第2条 家畜保健衛生所条例(昭和25年岩手県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
別表(第1条関係) <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県県南家畜保健衛生所</td><td>[略]</td><td>大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡 上閉伊郡</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管轄区域	[略]			岩手県県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡 上閉伊郡	[略]			別表(第1条関係) <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県県南家畜保健衛生所</td><td>[略]</td><td>大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 上閉伊郡</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管轄区域	[略]			岩手県県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 上閉伊郡	[略]		
名 称	位 置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡 上閉伊郡																							
[略]																									
名 称	位 置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 北上市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 上閉伊郡																							
[略]																									

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県児童相談所設置条例の一部改正)

第3条 岩手県児童相談所設置条例(昭和26年岩手県条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
第2条 前条の児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、福祉総合相談センター条例(平成13年岩手県条例第9号)に定めるもののほか、次のとおりとする。	第2条 前条の児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、福祉総合相談センター条例(平成13年岩手県条例第9号)に定めるもののほか、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県一関児童相談所</td><td>[略]</td><td>大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	岩手県一関児童相談所	[略]	大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県一関児童相談所</td><td>[略]</td><td>大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	岩手県一関児童相談所	[略]	大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡	[略]		
名称	位置	管轄区域																	
岩手県一関児童相談所	[略]	大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u> 気仙郡																	
[略]																			
名称	位置	管轄区域																	
岩手県一関児童相談所	[略]	大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡																	
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第4条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称、位置及び管轄区域)	(名称、位置及び管轄区域)																								
第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>岩手県一関警察署</td><td>[略]</td><td>一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡</td></tr><tr><td>岩手県千厩警察署</td><td>[略]</td><td>一関市のうち平成17年9月19日に</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			岩手県一関警察署	[略]	一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡	岩手県千厩警察署	[略]	一関市のうち平成17年9月19日に	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>岩手県一関警察署</td><td>[略]</td><td>一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡</td></tr><tr><td>岩手県千厩警察署</td><td>[略]</td><td>一関市のうち平成17年9月19日に</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			岩手県一関警察署	[略]	一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡	岩手県千厩警察署	[略]	一関市のうち平成17年9月19日に
名称	位置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県一関警察署	[略]	一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡																							
岩手県千厩警察署	[略]	一関市のうち平成17年9月19日に																							
名称	位置	管轄区域																							
[略]																									
岩手県一関警察署	[略]	一関市のうち岩手県千厩警察署の管轄区域以外の区域 西磐井郡																							
岩手県千厩警察署	[略]	一関市のうち平成17年9月19日に																							

		おける東磐井郡の区域 東磐井郡			おける東磐井郡の区域
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農業改良普及センター条例の一部改正)

第5条 農業改良普及センター条例（昭和33年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
[略]			[略]		
一関農業改良普及センター	[略]	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>	一関農業改良普及センター	[略]	一関市 西磐井郡
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(広域振興局設置条例の一部改正)

第6条 広域振興局設置条例（昭和60年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び所管区域等)			(名称、位置及び所管区域等)		
第2条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
[略]			[略]		
県南広域振興局	[略]	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>	県南広域振興局	[略]	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡
[略]			[略]		

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年9月26日から施行する。